

令和5度第1回長浜市総合教育会議議事要点録

I 日 時 令和5年11月13日(月曜日)10時00分～11時35分

II 場 所 長浜市役所3階 特別会議室

III 出席者 【構成員】

浅見 宣義 市長	織田 恭淳 教育長	
前田 康一 委員	中村 亜紀 委員	松宮 誠也 委員
兼子 貴絵 委員	前川 加奈子 委員	

【事 務 局】（教育委員会事務局）

内藤教育部長、山岡教育委員会事務局次長、
東野教育委員会事務局次長、為永教育委員会事務局管理監、
成田教育改革推進室長、高山教育指導課長、
河合すこやか教育推進課長、今田幼児課長、
廣部教育改革推進室副参事、林教育指導課係長

（健康福祉部）

平塚こども家庭支援課長、森こども家庭支援課参事

（未来創造部）

中嶋未来創造部長、森未来創造部次長、村崎未来こども若者局長、
柴田政策デザイン課長、服部政策デザイン課長代理、
稲葉こども若者応援課長代理、山崎政策デザイン課係長、
秋野政策デザイン課主事

IV 内 容

1 開会

2 市長挨拶

市 長 第1回長浜市総合教育会議の開催にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。
教育委員の皆様におかれましては、日ごろから、子どもたちの教育の充実と
発展、そして健全育成のために、ご尽力を賜っておりますこと、心から感謝申し
あげます。

さて、本日の意見交換のテーマは「家庭において困難を抱える子どもたちへの
支援について」です。

子どもたちの成長において、家庭の役割は非常に重要で、子どもたちは成長
の過程でさまざまなことを学びます。経験を積んだり、愛情を受けたり、時には
叱られたりと、家族との関係を通じて一人の人間として成長していきます。

ただ一方で、環境によっては、子どもたちの健やかな成長に結びついていか
ないこともあります。

その一つに、児童虐待といったものがありますが、最近では、ヤングケアラー

として子どもたちに負担がかかっている課題もクローズアップされてきています。

このような児童虐待やヤングケアラーは、外目にはわかりにくく、しつけやお手伝いと区別しにくいケースもあって、支援の手が届かないこともあります。

今回の会議では、このような家庭での困難さを抱える子どもたちに向けて、私たち行政や学校、地域がどのようなサポートがしていけるか、現状を振り返りながら、改善策を考えていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

3 意見交換

テーマ:「家庭において困難を抱える子どもたちへの支援について」

行政説明 ・児童虐待の現状

・ヤングケアラーの把握・支援 等

委員 ヤングケアラーについては、注目される以前より、子どもにとって負荷がかかっている、精神的にマイナスにつながっている事例が存在した。

児童虐待については、解決しにくい苦慮する問題であり、児童生徒数が減少しているのに対し、毎年増加傾向が顕著となっている。学校の中に相談しやすい存在がいることで、児童虐待の早期発見に結び付くことが多くあったことから、発見することに関しては、学校側でできる認識であるが、児童相談所への通告後、学校が責任をもって対応し続けることには限界がある。その理由の一つに福祉との連携が守秘義務により困難を強いられていることがある。関係機関との連携やケース会議を通して風通しの良い組織を構築していくと言われるが、個人情報保護のために、具体的な子どもへのアプローチの仕方が見つからない。

居場所づくりを地域コミュニティの中で進められるか、それを受け入れられるか、そこに支援していけるかといった全体的なシステムを構築しないとこの大きな問題を解決することは難しい。

この難題への解決策について皆様の意見を聞いて勉強させてもらいたい。

委員 8ページの児童虐待相談の相談経路で半数以上が警察等となっているが、子どもに対し日常的に暴力をふるい、怒り方も異常であったために警察への通報があったという理解でよい。

事務局 その通りであり、泣き声や怒り声が頻繁に聞こえることから警察へ通報があったものである。

委員 私が携わった経験の中に、軽度の知的障害を持った方が両親から虐待を受けていたものがある。その方は、ある施設で働いていたが、銀行口座を両親に管理され、自身にお金が入ってくることはなかった。施設で勤務されて3ヶ月が経ち、職場環境に慣れてきたときに初めて、施設の担当者へ自身が日常的に虐待を受けていることを話すことができた。

両親からは、家庭内のことについて一切言うなと口止めされており、自分から伝える環境を構築することはなかなか難しい。気軽に話せる相手がいないと伝えられないし発覚しないため、子どもたちが関係を築けるのは誰なのかを考えた方が良い。また、学校と福祉の連携についても真の意味での連携につなげられるかが重要。

委員 子どもは両親のことが大事だから、虐待を受けていたとしても絶対に悪く言わない。

委員 養護学校の児童生徒の中には、大きな問題を抱えて入学する子どももいるが、福祉と密な関係が築けているため、連携は取りやすかった。しかし、ご飯を食べてきていない、服装を着替えていないといったネグレクトは日常的に起きており、親としても家庭としても大きな悩みを抱えている実情があった。

ある子どもの身体にたばこの痕を見つけた際には、子どもに何があったか聞いてみるが、両親から怒られる、両親との関係性が崩れるといったことを懸念し、両親がやったとは絶対に言わなかった。

子どもたちは、学校の先生は忙しいと思っており、相談する時間に気を遣うため、時間をとって話すまでのハードルは非常に高いと感じる。

世間に出てきている事例は一部であり、地域からの通報も気づいていても通報しないことが多いと思うと、隠れている事例がまだ多く存在するはず。

ヤングケアラーについては、本人にその自覚があるか、そして保護者にもあるかという前提があるし、そのうえで、本人が自身の生活はヤングケアラーに該当すると思えるかが大きいと感じる。私自身も小学校高学年時から中学校卒業まで弟の面倒を見ていたが、当時はヤングケアラーという概念が浸透しておらず、この生活が当たり前と思っていた。自身がヤングケアラーであることを認識しないと正しい対処ができないと感じた。

進行 ご自身が弟の世話をしているときに誰かに助けてほしいと思わなかったか。

委員 当時は、学校としても家事をしている子どもは偉いと思っていた気がして、助けてほしいと言える存在がなかった。高校進学時に寮生活をはじめ、自炊は大変だった一方でこんなに自分の時間があるんだと実感した。

市長 2点確認したい。一点目は、たばこの痕を見つけた際には、写真を撮るなどして証拠を残していく対応は学校で実施しているか。

二点目は、最近では、子どもたちにタブレットを貸与しメールのやり取りができる環境を整えていると思うが、この機能を使って自身が抱える問題について相談しやすくなっているか。

委員 子どもたちは敏感で、なぜ写真を撮られているのか疑問を抱くため、写真を撮ることのハードルは高い。昔に比べるとスマートフォンの普及により写真を撮りやすい環境になっているが、当時は、学校の中で写真を撮るなどして証拠を残す

という共通認識はなく、担任や管理職への報告のみ実施していた。

事務局 最近では、虐待を疑われるような痣等があれば、写真を撮り、児童相談所へ事象の連絡をしている。

また、タブレットを活用した相談については、教材の中で、虐待の問題に限らず、子どもたちから先生に相談したケースはある。

市長 以前にはなかった技術を活用して、勉強に限らず、先生と交流できるよう努めてもらいたい。

事務局 退勤後は、貸与されているタブレットを持ち出していないことが多いため、放課後の時間や夜に相談があったとしても、リアルタイムで返信できないこともある。勤務時間内には、返信することを子どもたちには伝えている。

委員 ある家庭では、子どもを養護学校や放課後児童クラブに通わせていた時よりも、高校卒業後の方が面倒を見る時間が長くなり、両親の勤務時間の短縮や、兄弟からの支援が必要となり、家庭内の負担が大きくなっていると聞いている。年齢を重ねるにつれて、負担が軽減されると思われがちだが、支援が必要な子どもにとっては、負担が増えることもある。

例えば、年上の兄弟に対する支援が必要な場合は、年下の兄弟にとって面倒を見ることは、特別なことではなく、両親を助けるために生まれたときから当たり前になっていると感じる。

また、昔は「先生あのね」のように子どもが先生に知らせたいこと、話したいことを日記的に書く習慣があった。子どもは、宿題ではなく、気軽に相談事項を書けるノートがないとなかなか吐き出せないこともあるため、そういった環境も必要。

学校による虐待の発覚、児童相談所への相談を経て、家族から引き離された場合、その方が保護される住居的な施設は長浜市にはないという認識。県内に保護施設はいくつかあるが、長浜市の保護された方はどこに保護されるのか。

事務局 長浜市で保護された子どもは、彦根市にある彦根子ども家庭相談センター内の一時保護所に預けられる。

委員 発達障害等を抱えた子どもを持つ家族が、気楽に相談できる窓口が知られていない現状がある。ある家庭では、子どものことを保健師等の知識のある方へ相談できたことで、自身の子どもが発達障害であることに気づき、子どもへの対応方法を学んだことにより手を上げずに済んだことがある。相談していなければ、子どもが発達障害であることに気づかず、虐待につながっていた可能性もあることから、その存在と出会うことができて良かったと話していた。

定期健診等をきっかけに、保健師へ相談し、子どもの発育について診てもらうことで、子どもが療育を受けることにつながるため、健診だけでなく、気楽に相談できる窓口が必要と感じる。

虐待を未然に防ぐことにもつながるため、こども家庭支援センターが市民にとって気楽に相談できる窓口になっていくことが重要。

進 行 今後、状況に応じたどのような支援が考えられるか、未来思考で考えられる提案があれば伺いたい。

委 員 守秘義務が課されている要保護児童対策地域協議会以外の方で、例えば、学校の担任や管理職へ一時的に守秘義務を拡大すれば、情報共有をすることは現状できるのか。

事 務 局 要保護児童対策地域協議会の管理の中では、情報共有の対応をしている。

委 員 昔に比べれば、比較的、現場レベルでの情報共有しやすい環境になりつつあるという理解でよいのか。

事 務 局 児童福祉法の中で、守秘義務を課せて個人情報をやりとりするということとなっているため、学校や児童相談所等の関係機関が集まって、家庭や子どもにどのような支援が必要か、同じ方向を向いて対応するためのケース会議を行い、情報交換をしている。

委 員 要望となるが、事件になる前に、もう少し踏み込んでいけば良かったと思うことがないように情報共有を図っていただきたいと思う。

市 長 昨年12月に民法改正があり、822条が改正されて親権者の懲戒権が削除された。さらに、子の監護及び教育における親権者の行為規範として、子の人格の尊重等の義務及び体罰などの子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動の禁止が明記されており、体罰した場合は親であっても犯罪になるとなっている。このことについて、現場はどのように捉えているか。現場は、認識できていないかもしれないが、この規定をもっと活用して工夫していくべき。

事 務 局 発覚した事実に対しては、指導は行っている。この規定を活用し、今後の対応について工夫していく。

委 員 虐待やヤングケアラーの問題に対して、学校や児童相談所で連携はしていくものの、誰に責任の所在があるか、責任の擦り付け合いが起きていた。この状態では、いつまでたっても解決に至らない。誰が責任を持って解決しようとしているのか。

事 務 局 誰が責任を持つかは整理できていないが、担当課と学校、児童相談所で各機関が役割分担をしながらチームで対応している。

委 員 市役所と児童相談所で対応する段階で、役割を明確に認識しておくべきだと思う。

また、民法改正がどのような効果を及ぼすか、知らない方が多いと思うので、学校から保護者に対し民法改正の趣旨を伝えてもらうことが抑止力になると感

じる。

教 育 長 皆様、本日は、忌憚のないご意見本当にありがとうございます。

昨年教育委員会の中で、妊娠中の子どもへのアプローチ、生まれてからの子どもへのアプローチを保健師に知識の共有をしてもらい相談に乗ってもらっているため、健康推進課にも参加してもらえれば、なおよかったと感じている。

子どもの人権、命をどのように守っていくか、育んでいくかを社会まるごとで対応していくことは明らかなので、多くの力が必要になってくる。

また、15ページの当市の新規相談・通告経路の内訳の中で、本人からの相談が0件となっている。小さい子どもから相談することは難しいと思うが、小学校の中学年以上になれば、自分が虐待の認識をすれば言うべき、言わなければならないと思う。厳しい状況の子どもたちが集まってくる大阪府内の高校では、どのように自分が生き抜いていくかという勉強をされている。教育指導課にお願いしたいことだが、子どもたちに対して、どのような学びをさせていくのか考え、真の学力をつけて、自分の命を守るためにどのような行動をとればよいのかを考える力をつけるために指導してもらいたい。そして、そもそもの知識である、虐待とは何か、ヤングケアラーとは何か、民法とは何かに関する勉強を発達段階に合わせて学ばせていくことも大事になってくる。

ぜひとも、自分たちの人権を守っていける、やさしい長浜市になるように力を合わせていきたいので、今後ともよろしくお願いいたします。

4 その他

事 務 局 今年度の総合教育会議は2回の開催を予定しており、次回は令和6年1月もしくは2月に開催することを予定している。

5 閉会

以上